

日本幼稚園
協會主催
遊 戲 講 習 會

一、期 日 昭和六年七月二十三日より二十六日まで四日間毎日午後一時より同四時まで

二、場 所 東京女子高等師範學校

三、講 師

東京女子高等師範學校助教授 三 浦 ヒ ロ 氏
東京府立第六高等女學校教諭 戸 倉 ハ ル 氏

四、會 費 金 二 圓

五、申 込 手 續

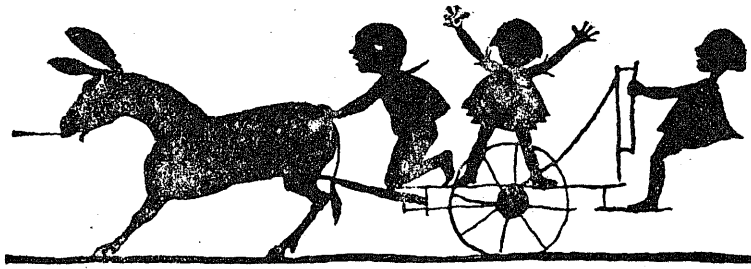
講習希望者は住所、職、氏名を詳記し來る七月十五日までに本會宛御申込下さい。會費は日本幼稚園協會振替口座東京一七二六六番にて御拂込下さい。

六、注 意

(一) 講習者は簡單なる體操服を御用意下さい。
(二) 七月二十二日より同二十七日まで毎日午前中文部省主催の保育講習會が同じく東京女子高等師範學校に於て開催せらるゝ筈であります。本會主催遊戲講習會はその午後に於て同じ場所に開催するのであります。此二つの講習會は主催が別であります。よつて、文部省の講習の方は夫々府縣に申込まれて其の許可を得られるのであり、本會の講習の方は直接本會宛に申込み願ふのであります。兩者を混同せられぬよう御注意下さい。

東京女子高等師範學校附屬幼稚園内

日 本 幼 稚 園 協 會



育教の兒幼 輯編會協園稚幼本日

會長 吉岡 鄉甫
 主幹 倉橋 惣三
 東京女子高等師範學校長
 東京女子高等師範學校教授
 附屬幼稚園主事

日本幼稚園協會規則

- 第一條 本會ハ幼児教育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ日本幼稚園協會ト稱ス
- 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼児教育ニ篤志ナルモノトス
- 第四條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金參拾五錢ヲ騰出スヘシ
- 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルトキハ特ニ附ヒテ客員トナスコトアルベシ
- 第六條 幼稚園ニ關係アルモノニシテ本會ノ事業ノ爲ニ特ニ盡力ヲ與ヘラル、モノニ請ヒテ地方委員トナスコトアルベシ
- 第七條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク。但場台ニヨリ臨時休會スルコトヲ得
- 第八條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ
- 一、幼児教育ニ關スル研究及ビ調査
- 一、幼児教育ニ關スル講演會及ビ講習會ノ開催
- 一、雜誌發行(毎月一回)
- 第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 會長 一名 會務ヲ總理ス
- 主幹 一名 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス
- 幹事 若干名 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
- 評議員 若干名 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ズ
- 第十條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
- 第十一條 主幹 幹事 評議員ハ二ヶ年ヲ期シテ會長ヨリ推舉スルモノトス
- 第十二條 本會ハ必要ニ應シテ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コトアルヘシ
- 第十三條 本規則ハ總會出席員會ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレハ變更スルコトヲ得ズ